

## ○警察措置を要する警戒河川等調査表の作成について

(平成 18 年 7 月 14 日例規災第 54 号)

風水害の発生が予想される河川等について、その実態を把握して災害警備活動に資するため、次により調査表を作成し整理保管、活用することとしたので通知する。

なお、警察措置を要する警戒河川等調査表の作成について（甲通達）（昭和 34 年第 981 号）は廃止する。

### 記

#### 1 作成の目的

本調査表は、風水害のうち、人的・物的被害の要因となる河川等の災害危険箇所について事前調査を実施し、その結果を基礎資料として整備し、災害警備活動に資することを目的とする。

#### 2 作成の対象及び基準

##### (1) 作成の対象

風水害により、人命及び財産の被害が発生するおそれがあり、警察の災害警備活動が必要となる次の箇所を対象とする。

ア 土石流危険渓流

イ 河川の出水箇所

ウ 河川や堤防の決壊箇所

エ 低地浸水箇所

##### (2) 作成の基準

県・市町又は防災機関が、地域防災計画・水防計画の防災計画書等で指定している警戒箇所又は過去の災害発生箇所から選定し、調査作成するものとする。

#### 3 調査表の作成等

(1) 署長は、対象箇所を把握したならば、警察措置を要する警戒河川等調査表（別表）を 2 部作成し、1 部を県本部緊急事態対策課長に送付するものとする。

(2) 調査表の記載事項について変更又は防災対策による工事完了等で災害警備活動の必要がなくなった場合には、当該調査表を補正又は廃棄するとともに前記(1)に準じて報告するものとする。

#### 4 調査表の整理・保管及び活用

(1) 各自治体及び防災機関の作成した災害危険箇所資料が、本件調査表の内容を具備するものであれば、積極的に当該資料を活用し、本件調査表とともに、整理・保管しておくこと。

(2) 本調査表及び関係資料にあつては、整理・保管を徹底し有事における災害警備活動に活用すること。